

第19回新市民会館整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年5月10日（月曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時14分 開議
午後 2時20分 散会

付託事件

(1) 新市民会館及び周辺地域の整備に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 指定管理者の公募について

(2) 中間報告について

2 出席委員（27名）

委員長	渡 辺 政 明 君	副委員長	高 倉 富 士 男 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	萩 谷 慎 一 君
委員	土 田 記 代 美 君	委員	田 中 真 己 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	綿 引 健 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	後 藤 通 子 君	委員	田 口 文 明 君
委員	森 正 慶 君	委員	鈴 木 宣 子 君
委員	黒 木 勇 君	委員	飯 田 正 美 君
委員	小 泉 康 二 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	内 藤 丈 男 君	委員	栗 原 文 隆 君
委員	袴 塚 孝 雄 君	委員	五 十 嵐 博 君
委員	小 川 勝 夫 君	委員	安 藏 栄 君
委員	田 口 米 蔵 君	委員	松 本 勝 久 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 参考人として出席した者（1名）

公益財団法人
水 戸 市
芸術振興財団 大 津 良 夫 君
常 務 理 事

6 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻 充 君	副 市 長	秋 葉 宗 志 君
市 長 公 室 長	小 田 木 健 治 君	政 策 企 画 課 長	宮 川 孝 光 君

交通政策課長	川	上	悟	君								
総務部長	園	部	孝	雄	君	行政経営課長	熊	田	泰	瑞	君	
財務部長	白	田	敏	範	君	財務部参事兼 財政課長	梅	澤	正	樹	君	
市民協働部長	川	上	幸	一	君	市民協働部 副部長	小	嶋	い	つ	み	君
市民協働部 技監	太	田	達	彦	君	新市民会館 整備課長	須	藤	文	彦	君	
産業経済部長	鈴	木	吉	昭	君	産業経済部参事兼 商工課長	長	谷	川	昌	人	君
建設部長	渡	邊	雅	之	君	建設部技監兼 建設計画課長	大	森	幹	司	君	
建築課長	大	和	田	聡	君							
都市計画部長	加	藤	久	人	君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大	和	直	文	君	
都市計画課長	平	澤	俊	之	君							

7 事務局職員出席者

事務局長	小	嶋	正	徳	君	事務局次長 兼総務課長	天	野	純	一	君	
議事課長	大	嶋		実	君	法制調査係長	富	岡		淳	君	
書記	武	田	侑	未	子	君	書記	堀	江		良	君

午後 1時14分 開議

○渡辺委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第19回新市民会館整備等調査特別委員会を開催いたします。
議事に先立ちまして、沼田文化交流課長が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告を申し上げます。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人3名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○渡辺委員長 議事に入ります前に、令和3年3月24日付で内藤委員が当特別委員会委員に選任されましたので、御承知をお願いします。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在、御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日も参考人として、公益財団法人水戸市芸術振興財団、大津常務理事に御出席いただいておりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、指定管理者の公募について、執行部から説明を願います。

須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 それでは、指定管理者の公募につきましては、市民協働部新市民会館整備課提出の資料①に基づき御説明いたします。

指定管理者の公募につきましては、今までの特別委員会でその都度御審議をいただいているところでございますが、前回3月23日開催の第18回新市民会館整備等調査特別委員会の御意見を踏まえ、公募に係る基本的事項を整理いたしましたので、御説明申し上げます。

まず、1のスケジュールの予定でございますけれども、本日の特別委員会で本件を御報告した後、6月に公募を開始したいと考えております。8月に応募者からの申請書の受付を締め切り、9月に第一次審査として書類審査を行い、10月には応募者へのヒアリングに基づく第二次審査を行い、11月には指定管理者の候補者を選定してまいります。12月に指定管理者の指定に関する議案を議会に提出するに先立ちまして、11月下旬に特別委員会を開催していただき、候補者選定の御報告をさせていただく予定でございます。12月に議会の議決をいただきましたら、翌年1月に指定管理者との基本協定書を締結し、協議を進めながら事前準備を進め、令和4年4月から指定管理業務を開始し、令和5年7月に新市民会館のオープンを迎えたいと考えております。

次に、2の指定管理者の候補者の選定方法でございますが、指定管理者の候補者につきましては、応募者の中から水戸市公の施設の指定管理者候補者選定委員会において選定いたします。

委員会の構成は、図に記載のとおり、委員長は主管副市长、副委員長は他の副市长、委員は市長公室長、総務部長、財務部長、市民協働部長でございます。

選定に当たりまして、新市民会館の運営の特殊性を鑑みまして、文化ホールの運営の経験や知識を有する方や、健全な経営状況を確認できる方を専門委員に選任し、協議の上、候補者を選定することといたします。

ページをめくっていただきまして、2ページの3、選定に係る審査項目でございますが、応募者におかれましては、新市民会館の施設ごとの主な利用内容や稼働日数を標準といたしまして、事業計画書を提出していただくことになります。

ここで、資料②、大きいほうの資料を御覧いただきたいと思います。

この表は、新市民会館における主な利用内容、年間の来館者見込数、年間収入見込額をまとめたものでございます。

表の一番左が大ホール、以下、各施設の区分、その右の欄が施設区分に応じた主な利用内容でございます。これは昨年2月10日の第8回新市民会館整備等調査特別委員会でお示しした内容と同様でございます。その右の欄の稼働日数（稼働率）につきましては、一番下の欄外の脚注に記載しましたとおり、1年間の365日のうち、年末年始の6日間と月2回、年間24日間の保守点検日を除いた335日を各施設の稼働日数の基準といたしまして、類似施設の実績を参考に設定した稼働率を適用し、各施設の稼働日数を算出しております。例えば大ホール、中ホール、展示室の場合は、稼働率を70%といたしまして、稼働日数を235日と見込んでいるところでございます。その下のやぐら広場につきましては、月4回の利用を見込みまして、年間48日といたしまして、その下のフリースペースのラウンジ等は基準日数と同じ335日としております。その下の大会議室、以下、5種類の会議室の稼働率は85%でございまして年間285日、その下の小ホールから工作室までの諸室の稼働率は75%で年間251日、その下の和室の稼働率は60%で年間201日と設定いたしました。

これらの施設の稼働によりまして、その右の欄に記載のとおり、施設ごとの年間の来館者の人数を算出いたしました。この覧の一番下が合計人数というところでございまして、年間60万人を見込んでいるところでございます。これは、平成28年11月8日開催の第10回新市民会館建設及び周辺整備調査特別委員会においてお示しいたしました新市民会館事業推進計画に記載した年間60万人の来館者数の明細版ということでございます。

その右側の欄は、各施設の利用状況を想定した利用料金の積算基礎でございまして、一番右側が施設ごとの年間収入見込額でございます。その右下の合計欄は、新市民会館全体の年間収入見込額1億4,000万円でございます。本年2月10日開催の第15回新市民会館整備等調査特別委員会でお示しした利用料金の収入額と一致してございます。

お手数ですが、資料①の2ページにお戻りいただきたいと思います。

選定に係る審査項目につきましては、本市が公の施設の指定管理者を公募する際の審査項目を基本としております。審査の観点としては6つございまして、(1)利用者の平等利用の確保、(2)施設の効用の最大化、(3)経費の縮減、(4)管理を安定して行う能力、(5)法人等の事務所の所在地、(6)として、その他市長等が必要と認める要件でございます。

このうち(2)の6点目の項目といたしまして、市民会館ならではの項目といたしまして、新市民会館の運営に係る独自の提案を位置づけまして、例として記載しましたとおり、公演やイベント等の積極的な誘致や、

水戸ならではの、新市民会館ならではの独自の提案を求めてまいりたいと考えております。

また、(6)の2点目の項目といたしまして、特別委員会の御意見を踏まえまして、地域経済の活性化のため、地元企業の活用等に配慮していることという点を位置づけてまいります。

次に、4の公募参加資格につきましては、内容といたしましては一般的な項目でございます。新市民会館ならではの内容といたしましては、1行目に記載しましたとおり、法人または法人を構成員とする共同企業体を公募参加資格としております。

3ページをお開きください。

5の指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和10年3月31日までといたしまして、開館準備期間の1年3か月と開館後の4年9か月をあわせて6年間といたします。

次に、6、指定管理料の上限額の積算基礎でございますが、本年2月10日開催の第15回新市民会館整備等調査特別委員会におきまして、新市民会館の指定管理料の上限額を3億7,000万円とお示しいたしましたが、特別委員会の御指摘を踏まえまして、改めて整理をいたしまして、(1)の表の右下の欄のとおり、上限額を400万円減額いたしまして3億6,600万円と見直すものでございます。この表につきましては、令和5年7月の開館後の年間ベースの指定管理料というものをお示ししているものでございます。金額に変動が生じた部分につきましては、アンダーラインで表示をしているところでございますが、支出(A)の下の行、施設運営費(人件費等)でございますが、その項目と、その下の施設管理費でございますが、必要経費を改めて積み上げまして、施設運営費につきましては、2月10日にお示した金額に対しまして300万円減額の1億9,300万円、施設管理費につきましては100万円減額の1億8,300万円といたしまして、管理運営費の支出(A)の合計で400万円を減額したことによりまして、一番下の行の指定管理料の上限額(G)、こちらも400万円減額となりまして3億6,600万円とするものでございます。

続きまして、(2)の年度計画の表でございますが、新市民会館は、令和5年の年度途中での開館ということでございますので、指定管理料の上限額が(1)の表でお示した3億6,600万円となるのは、(2)のこの表のとおり、令和6年度から令和9年度ということになります。令和4年度につきましては、10月に建築物が完成いたしますので、施設運営費につきましては、施設引渡しの前の経費と引渡し後の経費の増減を考慮して計上いたしました。また、施設管理費と光熱水費は、施設引渡し後の11月から3月までの5か月分を計上しております。さらに、施設予約システムの導入経費や広報宣伝費などの開館準備費を含め、令和4年度の指定管理料の上限額を1億6,400万円と積算いたしました。

その次の令和5年度につきましては、4月から6月までの3か月間は開館前の期間ということでございますので、施設管理費や光熱水費に係る経費は抑制して計上いたしまして、年間3億5,300万円といたしました。なお、この指定管理料の中には、開館記念イベント等の経費は含めてございません。

ページをめくっていただきまして、4ページをお開きください。

7の利用料金につきましては、本年3月23日開催の第18回新市民会館整備等調査特別委員会におきましても御審議をいただいたところでございますが、改めて御説明をさせていただきます。

まず、(1)利用料金制の考え方でございますが、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された収益につきましては、指定管理者の収入となります。

一方、災害等により会館の運営が停止された場合における特例を除いて、指定管理者の運営に起因し、支出超過となった場合は補填は行いません。以上が原則ということになります。

次に、(2)利用料金の減免についてでございますが、もともとの旧市民会館におきましては、市民の皆様から施設使用料を徴収しておりまして、市の主催事業におきましては、関係各課が施設使用料として予算を措置して使用するという原則としておりました。新市民会館は、利用料金制というものを導入するため、利用料金の減額、減免額が多額になってしまいますと、指定管理者の利用料金収入が減少し、指定管理者の経営努力の意欲を損ね、結果的にサービスの低下を招く可能性がございます。

したがいまして、新市民会館では、例外的に減免を行う場合は、以下の基準により限定的に取り扱うことといたします。

この新市民会館の利用に係る減免の取扱基準の表につきましては、本年3月23日の第18回新市民会館整備等調査特別委員会にお示しした資料に、基準や例示を追加したものでございます。

まず、天災地変等による防災対策等として施設を利用する場合につきましては、免除とするものでございます。

その下の、市が主催し、または共催する事業のうち、市長が特に必要があると認めるものにつきましては、2つの基準を設けることといたします。

1つは、芸術文化の振興のため、市を挙げて行う事業でございます。例としては、水戸市芸術祭が挙げられます。もう一つは、市を挙げて行う、特に重要な式典でございます。例といたしましては、水戸市戦没者追悼式が挙げられます。

その下の、指定管理者が自ら主催し、または共催する事業のうち、市長が特に必要があると認めるものにつきましては、免除とするものでございます。

さらにその下の、その他市長が特に必要があると認めるものにつきましては、例といたしまして、この施設がネーミングライツを行った場合に、そのスポンサーを行う事業を実施する際に利用料金を免除または減額するということが挙げられます。

最後に、8の施設利用に係る受付の考え方につきましては、3段階の受付を行ってまいりたいと考えております。

まず、(1)の優先受付につきましては、全ての施設、全館を利用したり、大ホールを中心として複数の施設を利用するような大規模な事業、それから市内外から多くの参加者が見込まれるような事業、市にとって重要かつ公共性が高いと認められるような事業につきましては、利用の1年以上前から随時予約を受け付け、審査し、利用を許可することといたします。その際は、市民の皆様の御利用とのバランスや公平性の視点に配慮しながら許可することといたします。

次に、(2)抽せん受付につきましては、施設のうち優先受付が行われなかったものにつきまして、抽せんにより御利用いただく受付方法でございます。

その下の(3)一般受付につきましては、優先受付及び抽せん受付を経て、なお空きがある施設につきまして、窓口や施設予約システム等の御利用などによりまして、施設の利用手続を行っていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○渡辺委員長 それでは、ただいま執行部から説明のありました内容等について、御質問等がありましたら発言をお願いします。

袴塚委員。

○袴塚委員 御説明いただきましてありがとうございました。

指定管理料についてちょっとお伺いしたいんですが、この年度計画によると、令和4年から令和9年までの約6年間にわたって前倒しで、事業をしていないところも管理を図っていくと、そういうような御説明がありました。

この中で、この数字についてなんですが、自主事業の中で、支出額が1億1,000万円に対して収入額7,000万円、差額の4,000万円については水戸市の負担分ですよという御説明だったというふうに思っておりますが、この4,000万円については、例えば自主事業の売上げとか、経費の状況でこの数字というのは変動するというふうに私は思うんです。これ、例えば支出額が1億円であったと、自主事業をやって収入が7,000万円あったと、こういうことになると差額は3,000万円、こういうふうになるのかなと思うんですが、こういった場合に、これは上限額ということではあるんですけども、この部分については上限額ということではないんですね、これね。固定なんですね。ですから、その辺の考え方についてどのようにしていこうとされているのか、指定管理者を募集するに当たって、ここの考え方、差額が4,000万円でございますけども、水戸市民の税金を幾らかでも軽減すると、こういう観点から、この差額が縮まった場合、例えば4,000万円じゃなくて3,000万円になったとか、2,000万円になったとか、5,000万円かかっても差額分の4,000万円しかやらないよというのはよく分かるんですけども、これが2,000万円だったとか3,000万円になったというときに、この指定管理料の3億6,600万円というのは、変動するんでしょうか。それとも、固定なんんでしょうか。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 御質問ありがとうございます。

今の御質問の点は、資料①の3ページの6の(1)の表のところかと思います。こちらの資料にも記載しましたとおり、3億6,600万円の合計の金額は、指定管理料の上限額を算出する資料ということでお示しをさせていただいております。先ほど御質問にありましたように、自主事業の中で収入をもっと上げることができるとそういった御提案がもしございましたら、この金額は固定ということではなくて、下方に下げられるというふうなものと考えております。

○渡辺委員長 袴塚委員、どうぞ。

○袴塚委員 すみません、そうしますと、例えば自主事業費が圧縮された場合には、この3億6,600万円という指定管理料が減額されると。例えばここの差額が2,000万円となった場合には3億4,600万円、こういう数字に指定管理料が変動するというふうに考えていいんですか。大丈夫ですか。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これから公募をいたしまして、事業者さんから事業計画書を提出していただくこととなりますけれども、

その内容を踏まえまして、その事業者の方を候補者として選定するに当たりまして、年間の事業費がどのぐらいになるかということを引きちんと確認させていただきます。その通年ベースの年間事業費がこのぐらいで維持ができるということになりますと、その金額をベースといたしまして、12月に議案を提出させていただきたいと思うんですが、債務負担行為という形で予算の設定をしてみたいと考えておりますので、その際には、この年間ベースの3億6,600万円よりも低い数字で議会に御提案することになると考えております。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしますと、この数字というのは、今あくまでも委員会上の数字であって、これから例えば自主事業というのは、やってみないと分からない部分というのが物すごくあると思うんです。この1億1,000万円というのは、これは、市がこうだろうと算出した金額ですよ。経費について、収入についてもこれだけの事業をやったときに収入が7,000万円ぐらいはあるんじゃないのと、そういうふうな事業だと思いませんか。ここの部分というのは、非常に不確定な数字だと思うんです。ここの部分については、水戸市の持ち出しは、自主事業の部分については、あくまでも上限額が4,000万円であって、それ以上の負担はしないよと、こういう感覚で募集をするという考え方で大丈夫ですか。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 再度の御質問ありがとうございます。

募集に当たりましては、指定管理料の上限額として、合計して3億6,600万円という形でお示しをしていきたいというふうに考えておりますので、その表の上のほうの運営管理費の見積りが、市が提示している内容と違って、金額が食い違ったりとかそういったこともございますので、上限額の縛りとしたしましては、一番下の欄のGの欄の3億6,600万円というところでコントロールしていきたいというふうに考えております。

○渡辺委員長 袴塚委員さんの質問は、自主事業の支出、収入というのは変動するでしょうと、内容によって上がったたり下がったりする場合、これが固定化はしていないんですねということだよ。だから、これは動くわけだ。自主事業というのはやっていないものだから。そういう考え方でいいんでしょう。はい、分かりました。

そのほか。

福島委員。

○福島委員 あくまでも入札をやる場合は、算定基礎数字というのが出るわけだよ。それが3億6,600万円というのは、何を裏づけに、あくまでも水戸市が書いた机上のプランでしょう。あなた方が入札をやる場合だって、予算を立てるときに、人件費が幾ら、管理費が幾ら、運営費が幾ら、電気代が幾ら、ガス代が幾ら、それが月平均で幾らという算出基礎というものがあるわけですよ。そうすると3億6,600万円という算出基礎は、1億6,000万円売りました、1億4,000万円売りました、その明確な数字がないんですよ。明確な数字というものは算出基礎ですから。実績評価というものがあるわけだ。近傍類似の施設が、こういう施設は幾らですよと、それが何回言っても出てこないんだよ。本当に60万人も入るのかと。それが我々が言う算出基礎なんだよ。その裏づけがないんだよ。我々は議会なんだから、

幼稚園生や赤ちゃんじゃないんだから、この算出基礎はこういうデータを基に出しましたと。だから、入札をやっても大丈夫ですよという裏づけというのは、何なんですか。

○渡辺委員長 今の質問、この3億6,600万円の算出した基礎的なもの、資料とかが上がってなかったというのと同時に、今回、これ、前にもちょっと委員会の中で説明していたと思うんですが、この60万人というのが根拠になっていると思うので、その辺の基礎算出の基準についてどうなっているんだという御質問だと思いますので、それにちょっとお答え願いたいと思います。

須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 御質問ありがとうございます。

こちらの6の(1)の表の明細ということに関連してでございますけれども、支出のこともございますけれども、まず、収入のところ60万人との関連というものを表現させておりますので、この(1)の表の中の収入(B)の欄を御覧いただきますと1億4,000万円と、それで積算をしております。

一方で、大きいほうの資料②のほうで、それぞれの施設の稼働状況、そこで利用いただく方の人数を積み上げたものを資料②としてお示ししているものでございますけれども、これだけの利用料金を頂戴いたしまして、年間の稼働数を60万人という形に設定しているところでございます。

それから、支出の点につきましては、1月29日、それから2月10日の委員会におきましても、それぞれ施設運営費、施設管理費、光熱水費の御説明をさせていただいたところでございますけれども、内容といたしましては、事業者からの見積り、ヒアリングを通じて得られた事業費、これを基に見積りを想定しているところでございますけれども、今回改めて金額内容の精査をいたしまして、費用を積み上げる形にして、改めて今回、施設運営費につきましては1億9,300万円、施設管理費としては1億8,300万円という形で計上し直してお示したところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 例えば一番上の大ホール、これが20万1,000人入るんですよ。ここで1回開くと、光熱水費は幾ら、人件費は幾ら、管理費は幾ら、そういう基礎データというのがあるわけだよ。それを積み重ねていって、60万人になったときに最大、年経費が幾らかかるか。そうでしょう。20万1,000人の人が何もやらなければ一銭もかからない。そうじゃないですよ。電気代はかかりますよ、維持管理はかかりますよということになっちゃうでしょう。それが一つも、算出基礎というのは、経費の積み重ねだから。そうでしょう。大ホールを1日使って、その間に下の大会議室や中会議室を何個使って、下の多目的ホールを幾ら使いますよと。そのデータはどうなっているの、それが一つもないの。あんた、金が1日幾らかかるか分からないの。だから一番大切なのは、何もやらない日が幾らかかるかということなんだよ。何もやらなきゃゼロ円というわけじゃないんだよ。電気代だって何だっかかるわけだよ。そういうデータの積み重ねが、これだって大ホールが稼働率70%、下は85%、75%といたら、ほとんど営業しているわけだよ。だから、難しい話じゃないんだよ。実績のデータ上の経費はどうなっているのかという具体案が出てこなければ、一つも計算が、積算ができないでしょうと言うの。

じゃ、聞きますが、これ、1年間の電気代は幾らかかるんですか。分からないでしょう、これ。じゃ、1年間のガス代、光熱費は幾らかかるんですか。エレベーターが何回動いて電気代が幾らかかるんですか。

じゃ、エレベーターのメンテナンスが毎月、年間、月に四、五万円はかかると思う。そういう計算も出ていないでしょう。

だから、委員長、我々が質問しているのは、自分の家庭と同じなんだよ。台所が幾らかかるか、応接間が幾らかかるか、玄関が幾らかかるか、電気代が幾らぐらいあればいい、その積み重ねでしょうよ。そういう難しい話を聞いているんじゃないんです。それが幾らかかって、入場すると1億6,000万円入るよ、1億4,000万円入るよと。経費の積み重ねで3億6,000万円を払っても、現実に経費は3億円だから6,000万円はもうかるんですよと。そういう計算が、算出基礎がなければね、これ、幼稚園生の集まり以下でしょうよ。総額の経費は出るが、毎月幾らかかるか、1日幾らかかるか、じゃ、それを分析すれば、電気代、ガス代、光熱水費、管理料、例えば何人ガードマンを雇うのかと。小学生に話したって、幾ら小遣い使うんだ、そうしたら、お前5,000円やっから、1日幾らだよという計算ぐらいできるんだけど、そういう計算もできないでしょうよ。

じゃ、簡単に聞けど、3億6,600万円の1日平均は幾らかかるの、これ。

○渡辺委員長 今、これを聞くと、恐らく福島委員さんのこの質問は、確かに2月10日にも、やはり管理運営費の中の光熱費、水道代も含めて御指摘があったと記憶しております。積算をするに当たっての、今、人数の話が出ましたけども、例えばホールを使っても使わなくても光熱費はかかるだろうというような話も、たしか福島委員が2月の委員会ですていたと思いますので、それを踏まえてお答えを願いたいと思います。

須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 御指摘いただきました御費用につきましては、2月10日のときもそうだったと思うんですけれども、その2月10日の資料の中で、施設を稼働させたときと稼働させていないときという違いが分かる形ではお示しができませんで、まだ出来上がっていない施設ということもございますので、設計事務所における積算というものを頼りにいたしまして、費用を見積もっているところでございます。その合計額が光熱水費として9,000万円ということで御提示させていただいたところでございまして、その内訳といたしましては、電気代として8,300万円、水道料として200万円、下水道使用料として400万円、都市ガス使用料として100万円、合計9,000万円という形で御提示をさせていただいたところでございます。説明がちょっと繰り返しになって申し訳ありませんが、よろしく願います。

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 だから、9,000万円かかりますよと言ったら、じゃ、一月幾らかかるんだという計算でしょう。12で割ればいいの。そういう話じゃないよ。例えば1月は新年早々だから、成人式や何かいろいろあるよと。4月の入学式や3月の卒業式だとかいろいろあるよと。その月その月によって稼働率というのは変わってくるでしょうと言うの。それと、大ホールやいろんな利用率だって変わってくるでしょう。私は、設計事務所の設計単価じゃなくて、実際運営している実績の、稼働しているときの経費が幾らになっているのかと。それを対比しなければ、あんたらが指定管理者を決めるときに、何で決めるの。指定管理者がこれ見て、3億6,000万円かかるから3億4,000万円だからって計算するの。あなたらが査定するのに、査定基準というものを設けるんでしょうよ。そしてそれぞれ基準単価というのを出して、積算をして入札をやるのと違うの。私は分からないんだよ。それを全然どこに幾らかかって、何がかかるかということは一回

も出たことないので。

我々議員というのは、議会というのは、予算を審議するんだよ。市民の血税をいかに有効に使うかと、無駄なく使うかということは、俺は命がけて議員をやっているんだよ。それを何言っても返事はしないよ、答えはないよ、概算しかないよというものじゃないでしょうと言うの。

委員長、そういうことで、少し具体的に出してくださいね。

○渡辺委員長 今、福島委員さんのほうから指摘がありましたように、これは設計事務所さんだけでなく、執行部のほうはどうなんですか。類似施設とか同じ規模とか、そういうところに調査はしているんですか。まだ開館していないので、実際の金額は出しづらいところがあるので、出す前にはやはり慎重な類似施設等の調査等がどうなっているのか、その辺についてちょっとお答えを願いたいと思います。

須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 回答させていただきます。

9,000万円の光熱水費というところがございますけれども、その他の施設管理に必要な経費というのがございまして、私どもの見積りがどのぐらい妥当なものかというものを検証するために、既に稼働している類似施設における平米当たりの単価、そういったものを算出しまして、それとの比較の中で、この算定している見積額が妥当なものであるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○渡辺委員長 それじゃ、今、福島委員さんから指摘がございましたので、2月10日に新市民会館の運営費等についてという横長の資料が出ているはずなんですね。それに今度もう少し今の福島委員の御指摘を受けて、何か資料を細かく出せるようなことがあれば次回に出していただけますか、積算の根拠を含めたそういうものが分かりやすくなるような。2月10日にも出ているんですけど、これではちょっと類似施設も出ているけど、金額だけなんですよ。ですから、その施設が同じぐらいの規模だというようなこともちょっと精査した上で出していただくということで、福島委員よろしいですか。

○福島委員 だから、前出た資料は宇都宮市、川越市、佐世保市と、そういうのが出ているわけですよ。

○渡辺委員長 数字だけなんですよ、これ。

○福島委員 けれど、具体的なのは何もないんだよ。宇都宮市と川越市と佐世保市にこういうものがあるよというだけで、経費が幾らかかっていたとかそういうものは一切ないんだよ。

○渡辺委員長 ですから、今話したように出しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありますか。

萩谷委員。

○萩谷委員 じゃ、私のほうから1点だけにしときます。

この選定に係る審査項目ということなんですが、こちらの5番目の法人等の事務所の所在地ということで、開館日までに水戸市内に設置されることということが出ています。これは公募資格については全国から公募していくということになるんでしょうけど、例えばこちらを、本社機能を水戸市に置くというような条件にすれば、税収面でもかなりのメリットがあるんじゃないかというふうに考えています。例えば東京にあるような業者さんでも子会社を水戸市につくってもらえれば、本社機能が置けるんじゃないかというふうに考え

ますが、そのあたりの御見解はいかがでしょうか。

○渡辺委員長 要はこの公募する条件として本社をこっちに持ってきなさいと、全国展開している企業でも、やっぱりこれ、お互いが譲ったり協調したりして一つのもが生まれていくから、分からないよ、水戸市は分かりましたと言うかもしれない。

須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの御質問につきましては、資料①の2ページの3の(5)のところでございます。事務所が市内に設置されることという項目としておりますけれども、本社機能ということになりますと、相当ハードルが高くなってしまいうことがございますので、現時点では考えてございません。

○渡辺委員長 土田委員。

○土田委員 ちょっと資料の見方でお聞きます。

資料②のほうの、まず1つは、大ホールの利用区分で平日の午前・午後で数字が3つありますけども、これはどういう違いなのか。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今の御質問にありました大ホールの例でございますが、資料②の一番上のちょっと右上あたりの項目になります。

平日の午前、午後を使った場合に単価が3種類あるという御指摘でございますが、大ホールでやる催しの入場料によって値段を変えておりますので、一番上の11万5,500円につきましては、無料から1,000円以下のイベントを行う場合は11万5,500円で、それが28日間という想定でございます。

その下の9万2,400円、ちょっと安くなっている部分でございますが、こちらは大ホール1階部分だけを使った場合はその80%ということになりますので、11万5,500円の8割ということで9万2,400円、それが131日間稼働するという試算でございます。

その下の19万6,350円につきましては、入場料が1,001円からで5,000円以下の部分の徴収して事業を行う場合の単価での12日間という想定で試算しております。

この項目につきましては以上です。

○渡辺委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一つお聞きしたいのは、土日祝日の全日が日数12回と。月に1回公演がありますかねというぐらいの控えめな数字だと思いますけれども、逆にこの平日の午前、午後で、これだけの数が使われるという想定なんですけれども、これは例えばどんなものを想定して、どんなことに使われると想定して、この数字なんですか。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 御質問にお答えいたします。

大ホールの中で一番回数の多い131回という上から2番目の項目がございますけれども、こちらは1階

部分の利用で考えている事業、例えば各種団体の総会であるとか講演会、式典、そういったものについて御利用いただくと、そういったことを想定してございます。

以上です。

○渡辺委員長 よろしいですね。

○土田委員 すみません。じゃ、28回と12回のは。この平日の131回は分かりましたけど、そのあとの2つはどんなものを想定されているんですか。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 こちらの131回だけちょっと代表的に説明しましたが、その上の項目につきましては、日数28日と書いてありまして、これも1階部分だけじゃなくて、それ以外、2階席、3階席も使ったような大きなものが28回ある、そのような計算でございます。

一番下の19万6,350円の部分は、有料のイベントとして行っていただく催事なども想定しております。

○渡辺委員長 はい。土田委員。

○土田委員 だから、平日に全席2,000席が使われる催事というのは、例えばどんなものなんだろうかって聞いたんです。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 答えいたします。

例えば全国規模の組織の団体における、いわゆるコンベンションの部分ですね。土日にかかわらず、平日などにおきまして関東地区大会とか全国大会とか、そういった大きな行事が行われることもございますので、そういった行事を想定してございます。

○渡辺委員長 はい。土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。そちらの想定は分かりました。

そうしますと、大ホールがこの数値を見ても一番の稼ぎ頭になるかと思うんですけども、収入が1年間で2,900万円。

もう1点聞きたいのは、収入見込みを1億4,000万円と見込んでいらっしゃいます。この一番稼ぎ頭の大ホールというのが、コロナの状況になったときに真っ先に閉めなければいけないホールになると思います。そこら辺の今の状況、感染症対策、今後コロナと共生する時代というところの目線で何かお考えはあるんでしょうか。

○渡辺委員長 土田委員、今日はこの指定管理者の公募の件なので、これが例えば今の御質問のようなものは、今後こういうものが決まりました上の中で、例えばコロナもそうですし、地震があったらどうなんだと、そういうことなので、今回はそういう話ですから、今日のテーマに沿った質問をお願いいたします。

○土田委員 分かりました。

じゃ、質問としては、1億4,000万円の収入がなかなか難しいのではないかと思うので、指定管理料のほうでこの収入が減った場合に水戸市の持ち出しになるのではないかという心配があったのでお聞きしたんですが、もう1点は、もう1枚の資料の2ページ、3番の(2)の一番下のところ、選定に係る審査項目の

中の、新市民会館の運営に係る独自の提案というところが出ています。これはもうあれですか、自主事業みたいなことも市民会館の特色的なことも全て指定管理者にお任せしてつくってもらうということですか。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 お答えいたします。

こちらの項目は独自の御提案をしていただくというものでありまして、市が指定管理者に全てお任せということではございません。

○渡辺委員長 はい、ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 3つ聞きたいと思います。

ちょっと似通った部分があるのはお許しいただきたいと思うんですが、まず、今まさに議論のあった選定に係る審査項目なんですけれども、施設の効用の最大化という問題についてであります。

今御承知のとおり、この件については裁判が行われておりますが、その議論の一つのテーマとしては、施設の設置目的が非常に曖昧であるということが言われております。水戸市側の主張としては、新市民会館の役割として、市民が主体的に芸術文化活動に取り組める拠点ですとか、新たな活力やにぎわいの創出、地域経済の波及効果が期待できる拠点、それから3つ目に、水戸都市圏の発展をリードする役割や歴史的環境、文化施設を目指す拠点と。これは水戸市の計画によると、ずっと言われてきたことなんですけれども、その具体例がこの施設の効用の最大化という部分に今出ているんだと思うんですが、この独自の提案という中身が、それぞれ、それ自体はそのとおりにかもしれないんですが、具体的にどういうものを水戸市としてやるべきかというのは指定管理者にそもそも示すべきものではないかというふうに思うんですけれども、提案を待つということではなくて、どういったイベントを積極的に誘致すべきであるとか。例えば午前中の総務環境委員会でも芸術文化振興ビジョンで議論があつて、質問したんですけれども、水戸芸術館と連携した事業を行うという場合に、具体的にどういう連携を水戸市は想定しているのかということを示すのが、まず、公募に当たっての水戸市の取るべき立場ではないのかという、そもそもの疑問があるんですけれども、この点についてお聞かせください。

○渡辺委員長 田中委員、これ、3つあると言ったうちの1つという意味ですか、これは。

○田中委員 そうです。

○渡辺委員長 それで、裁判の事例など、私は委員の発言を妨げるつもりはありませんけれども、裁判の事例を細かく言った上で、何か内容的なものが本当に密接につながっているというふうには思えないので、なるべく端的に御質問を願いたいと思います。

○田中委員 分かりました。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 お答えいたします。

2ページの3の(2)の6項目めの件でございますけれども、独自の提案を待つという姿勢じゃなく、こちらから、市側から提示すべきじゃないかというところがございますけれども、こちらの提案につきましても、明示としてはこのように挙げさせていただいたところがございますけれども、実際の選定委員会の中で事業

者さんを選定させていただくという場面の中で、専門委員の方からも助言をいただきながら選定を進めてまいりたいと考えておりますので、その過程の中で水戸市の考え方も改めて固めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

あまり具体性がないだろうと思うんですけど、先ほど出た資料②のほうの施設区分ごとに利用内容が列挙されておりますが、先ほども議論になった大ホール、中ホールで年間2万8,000人の来館者を見込むということになっていますが、この例えば大ホール、中ホールにおけるコンベンションですとか、ロック、ポップス、オーケストラ、いろいろなものを書いてありますが、それぞれがこの利用客のうちのどれぐらいを占めるのかというような想定はされているのでしょうか。それとも、それはないのでしょうか。

○渡辺委員長 まだそこまで行っていないんでしょう。

須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 資料②の主な利用内容につきましては、過去の特別委員会にもお示ししたとおりでございますけれども、それぞれの催物についての比率であるとかそういったものは現時点では定めてございません。

○渡辺委員長 これは3つ目でよろしいですか。

○田中委員 いや、2つ目の途中です。

コンベンションについてとか、あるいは地方都市、あるいは水戸市がどういうコンベンションを誘致しようとしているかといういろんな資料を見ますと、コンベンションそのものについては、3,000名規模というのは、全国でも非常に数が少なく、1桁の自治体が多いと、中小都市ではですね。年間で受け入れているのは、せいぜい多くても1から5という感じであったり、あるいは水戸観光コンベンション協会が部会をつくって実績報告を見ましたところ、令和元年度、全国老人福祉施設大会以外はせいぜい500名程度の、いわゆるコンベンションが大半を占めていまして、その老人福祉施設大会も1,400人ということでアダストリアみとアリーナで開催できたというようなことであります。

ですから、その大規模コンベンションでないコンベンションは、一定数は呼べるかもしれませんが、大規模というのは非常に困難というふうに私は認識していますけれども、そういったその数、大中小ホールの状況について、今の現状の認識と誘致できる可能性についてどういうふうに御認識されているのか、もう一度お聞かせください。

○渡辺委員長 今後のことだと思うんですけども、そういうものを打破するために、これは、指定管理者制度を取っているんでしょう。そういうものをきちっと前にも話していると思うので、もう一度絡めて答弁してください。

須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 コンベンションの中で、特に大規模なコンベンション誘致が難しいという御指摘かと思っておりますけれども、そのためにも水戸市直営という形ではなく、指定管理者を指定いたしまして、この会館の運営管理をしていただくということを選択したということがございます。

また、水戸観光コンベンション協会とも強く連携を深めまして、事業が誘致できるように努力してまいりたいと思います。

○渡辺委員長 さらに努力をしていただきたいと思います。

田中委員。

○田中委員 じゃ、3点目ですけど、先ほど来出ているこの3ページの6番の積算基礎の問題ですけれども、1億4,000万円の収入を見込みますということが前提になっておりますが、仮にこれが例えば1億円に割り込んだ場合ですと、一番下段の指定管理料の計算式によりますと収入が4,000万円減りますので、差額が4,000万円増えるということで4億600万円みたいなことに計算上はなるんですけども、そういう当初見込んだ収入が見込めない場合の対策というのは、どういうふうになるのかということが1つです。

それから、それに関連して、利用料金の減免という問題が4ページに出ていますが、表の対象事業の3つ目ですね、指定管理者が主催し、または共催する事業のうち、市長が特に必要と認めるものは免除するとありますが、それはまた3ページに戻りますけども、自主事業とイコールではないのかということをちょっと聞きたいんですね。やはり資料②では、施設ごとの来館者数と利用料との設定で収入が見込まれています。これは60万人ですね。そうすると、自主事業では何万人を見込んでいるのか分かりませんが、つまり来館者には入っているけれども、収入には入らない部分も出てくるのかなど。その点はどういうふうに理解すればいいのか、お聞かせください。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 御質問のうち、まず1点目の御質問にお答えいたします。

3ページの6の(1)の表の上限額3億6,600万円の上限でございますけれども、現在考えている想定といたしましては、この金額を上限額というふうに考えておりますので、利用料金収入が大きく落ち込むことによっては、この上限金額を引き上げるということは想定してございません。これからどういう状況が起こるかということは、予測がなかなか難しい部分はございますけれども、仮にもしそのような事態になってしまった場合は、改めて御相談申し上げる案件かなというふうに思っております。現時点では3億6,600万円を上限額というふうに考えております。

それから、この②の表にも関係してございますけれども、指定管理者が自主事業として行う事業であっても、ただで施設を使えるとかそういったことではございませんので、指定管理者制度の考え方といたしましては、指定管理者が施設を使うというときに、利用料金を負担するということがまず前提としてございます。ですので、自主事業として指定管理者が大ホールを一回使うということを想定した場合は、この資料②の表の収入1億4,000万円に入ってくるということになります。

支出の関係でいいますと、自主事業として大ホールを使用すると、利用料金を支払うことになりますので、支出の部分がこの支出(D)の1億1,000万円に入ってくるということになりまして、関係性としてはそういうことになります。その出る入の作業自体が事務手間な部分もございますので、包括的に使用するそのお金のやり取りをしなくていいよということが認められるというふうに考えられますので、免除項目ということでお示ししているところでございます。

以上です。

○渡辺委員長 田中委員。

○田中委員 これまでの議論でもあったとおり、60万人の根拠も極めて非常に不透明な中で、こういう設定で推進するということについては賛成できませんので、中止、見直しを求めたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○渡辺委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

黒木委員、まだ特別委員会が続きますので、簡潔によろしくお願いします。

○黒木委員 資料①の1番のスケジュール(予定)なんですけども、令和4年4月に指定管理業務の開始、令和5年7月に新市民会館の開館ということで1年しかないんですけども、大規模な大会、全国規模の団体の会合というのも数年前から会場予約をしながら準備を進めているというふうに認識しております。1年しかないという中で、この令和5年7月まで、指定管理者が1年の間にそういうところを誘致できるのは非常に厳しいかなというふうには感じるんですが、何とか早くスムーズに開館していただきたいという思いもありますが、その辺はどのようなお考えか、お願いいたします。

○渡辺委員長 須藤課長。

○須藤新市民会館整備課長 お答えいたします。

現時点でも、新しい市民会館を施設として利用したいという御相談を市で受け付けているということとはございますけれども、それは、ただ御相談を受けているというだけで、利用が確定しているというものではございません。

一方で、指定管理者がきちっと指定されてからその業務を開始するということになると、今御指摘のあったような、せっかくいい事業が誘致できる可能性があったとしても、逃してしまうかもしれないということがございますので、指定管理者が指定されるまでの期間において、市がそういった事業を受付できるような、そういった体制なんかも本年度中に早期に考えていきたいというふうに思っております。

○渡辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 ぜひ準備を執行部のほうで進めていただきたいというふうに思います。

もう一点、この資料①の2番、指定管理者の候補者の選定方法なんですけど、選定委員会、主管副市長はどちらの副市長さんですか。また、他の副市長さんというのは、どちらの方を言われているのかということと、この専門委員の方が助言、協議できるということなんですけど、どういう方を想定して、何名ぐらいで想定されているのか。

○渡辺委員長 それでは、須藤課長、ちょっと詳しく教えてください。

○須藤新市民会館整備課長 資料①の1ページの2番、下段の資料になります。

選定委員会の委員長につきましては、田尻副市長になります。副委員長が秋葉副市長でございます。表の右側の専門委員につきましては、現在7名以内で想定してございまして、学識経験者でありますとか、あと、全国で公立文化施設の協会というものがございまして、そういった専門的な知見を有する団体の方であるとか、そういった方々を想定しています。それから、コンサートにおける、実際その興行を手配するプロモーターの団体なんかもございます。それから、コンベンションを誘致する、そういったところに専門的な知見

がある団体などもございます。そういった、現在まだこの方ということで決めていない状況でございますけれども、この委員会での御報告が済みましたら、速やかに選定手続を進めてまいりまして、指定管理者の公募という形で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、また最後、ちょっと漏れましたけれども、健全な経営状況を確認できる方というのは、例えば公認会計士さんとか税理士さんとかそういった方々を想定しております。

以上です。

○渡辺委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

開館がもう令和5年7月ということでお尻が決まっておりますので、しっかりと今から準備をしていただきまして、滞りなく開館ができるような体制をしっかりと構築していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ないようですので、本件についてはこれで終了いたします。

次に、中間報告についてでございます。

この際、委員の皆様にお諮りいたします。当委員会におきましては、新市民会館及び周辺地域の整備に関する事項について付託を受け、本日まで19回にわたり委員会を開催し、様々な議論を重ねてまいりました。

つきましては、当委員会の現在に至るまでの調査の経過等について、第2回市議会定例会において中間報告を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、中間報告書（案）の作成につきましては、正副委員長に御一任いただくこととし、次回の委員会に提示してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

参考人におかれましては、大変お忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時20分 散会